

協議第34号

合併協定項目19「慣行の取扱い」について、次のとおり提出する。

平成16年1月15日提出

浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町合併協議会  
会長 宇津 徹 男

慣行の取扱いについて

- 1 市章、市の花、市の木、市の魚及び市民憲章については、新市において定める。
- 2 各種宣言については、新市において定める。
- 3 名誉市民制度については、新市において定める。ただし、すでにその称号を授与されている名誉市町村民については、新市においても名誉市民として引き継ぐ。

平成 年 月 日確認

慣行の取扱い

	浜田市	金城町	旭町	弥栄村	三隅町
市町村章	<p>【制定年月日】 昭和15年12月21日</p> <p>【説明】 波頭の図案化したものをもって「浜」を象徴し、中央の星は十字星で輝く前途を表わし同時に全体として「田」の文字を表徴する。</p> 	<p>【制定年月日】 昭和35年7月10日</p> <p>【趣旨】 金城（カナギ）の「カ」の字を図案化し、中央の三角状は町の産業発展を秘めたものである。</p> 	<p>【制定年月日】 昭和33年12月1日</p> <p>【説明】 町名の「旭」を図案化したもので和をもった平和な町を象徴している。</p> 	<p>【制定年月日】 昭和42年9月27日</p> <p>【説明】 片仮名「ヤサカ」の3字を大胆に組合せ図案化したものをもって象徴し、力強く円を描いて、村内の融和を、また大小の山に囲まれた本村の山林資源の姿を表現し、中央に矢形の山を取り入れて、たくましく伸び行く発展を表徴する。</p> 	<p>【制定年月日】 昭和30年4月1日</p> <p>【説明】 昭和30年4月1日新町発足記念として制定、スの3字を図案化し相互にしっかりと組み、一致団結して将来の飛躍発展を象徴している。</p> 
市町村の花・木等	<p>市の花 「つつじ」 市の木 「松」 市のさかな 「カレイ」</p> <p>【指定時期】 昭和43年9月11日 (花・木、花の日 4月10日) 平成2年10月6日 (さかな)</p>	<p>町の花 「さざんか」 町の木 「桧」</p> <p>【指定時期】 昭和52年6月 (合併20周年記念)</p>	<p>町の花 「つつじ」 町の木 「梅」</p> <p>【指定時期】 昭和43年11月3日</p>	<p>村の花 「うめ」 村の木 「杉」</p> <p>【指定時期】 昭和51年10月</p>	<p>町の花 「つつじ」 町の木 「うめ」</p> <p>【指定時期】 昭和60年11月3日</p>

	浜田市	金城町	旭町	弥栄村	三隅町
市町村 民憲章	<p>【制定時期】 昭和55年11月3日</p> <p>【憲章】 わたくしたちは 日本海の美しい自然と温かい人情を誇る浜田市民です 明るい豊かな浜田をつくるために この憲章を定め力をあわせて進みます</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. きまりを守り 良い習慣を育てきれいな住みよいまちをつくりま</li> <li>2. 働く喜びをもち 産業をおこし豊かなまちをつくりま</li> <li>3. からだを鍛え 健康で平和な家庭をつくりま</li> <li>4. 教養を高め 若い力を伸ばし清潔で活力あるまちをつくりま</li> <li>5. 老人をうやまい こどもを大切に明るい社会をつくりま</li> </ol>	<p>【制定時期】 昭和46年10月2日</p> <p>【憲章】 わたくしたちは、美しい自然と豊かな風土に恵まれた金城町に生きる喜びと誇りをもち、誠実と愛情とに結ばれ、明るく強く前進するため、全町民の願いを込めて、この憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然を愛し、心身ともに健全な楽しい家庭をつくりま</li> <li>2. 時間や物をたいせつにし、感謝の心とよい風習を育てま</li> <li>3. 仕事に誇りをもち、豊かな生活をめざしま</li> <li>4. 祖先の偉業をたたえ日々を反省し、教養を高めま</li> <li>5. 生命をとうとび、こどもと老人のしあわせを進めま</li> </ol>	<p>【制定時期】 昭和48年3月20日</p> <p>【憲章】 美しく豊かな自然と先人のたゆまぬ努力によって今日の繁栄をもたらした旭町の町民であることに誇りと責任を感じ、「五つの誓い」を実践に移し、よりよい旭町を築くため、この憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. わたくしたち旭町民は、郷土を愛し、明るい町といたしまし</li> <li>2. わたくしたち旭町民は、健康で楽しいくらしのできる町といたしまし</li> <li>3. わたくしたち旭町民は、時代にふさわしい、より豊かな町といたしまし</li> <li>4. わたくしたち旭町民は、善意をひろめ、しあわせな町といたしまし</li> <li>5. わたくしたち旭町民は、力をあわせ、伸びゆく平和な町といたしまし</li> </ol>	<p>【制定時期】 昭和61年4月1日</p> <p>【憲章】 わたくしたちは、弥栄村民であることに誇りをもち、ふるさとを愛し、より住みよい郷土をめざすため、この憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. めぐまれた自然を愛し、美しい住みよい村をつくりま</li> <li>2. 教養を高め希望に生き、文化のかおりたかい村をつくりま</li> <li>3. 進んで心と体をきたえ、健康で明るい村をつくりま</li> <li>4. 働くことに喜びをもち、活力とゆとりある村をつくりま</li> <li>5. 互いに立場を認めあい、こころ豊かな村をつくりま</li> </ol>	<p>【制定時期】 昭和60年11月3日</p> <p>【憲章】 わたくしたちは、三隅町民であることに誇りと責任をもち、明るく豊かで住みよい町づくりのため、この憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然を愛し、花と緑の美しい町をつくりま</li> <li>1. 教養をたかめ、情操豊かな文化の町をつくりま</li> <li>1. 働くことを喜び、産業の発展する町をつくりま</li> <li>1. スポーツに親しみ、心と体の健康な町をつくりま</li> <li>1. 感謝と助け合いの心をもち、生きがいのある町をつくりま</li> </ol>
宣 言	<p>浜田市スポーツ都市宣言 昭和55年10月10日制定</p> <p>浜田市核兵器廃絶平和都市宣言 昭和63年8月6日制定</p> <p>浜田市環境保全都市宣言 平成8年5月25日制定</p> <p>浜田市青少年健全育成都市宣言 平成9年7月3日制定</p>	<p>非核兵器・平和の町宣言に関する要望決議 平成元年3月16日定例会</p> <p>ゆとり宣言に関する決議 平成2年10月4日定例会</p> <p>「人間尊重の町」宣言決議 平成6年3月17日定例会</p> <p>人権尊重の町宣言 平成9年7月12日制定</p>	<p>「ゆとり」の町宣言 平成3年9月30日定例会</p> <p>「人権尊重」の町宣言 平成6年1月28日定例会</p>	該当なし	<p>非核・平和都市宣言 昭和63年9月28日制定</p> <p>健康の町宣言 平成2年9月20日制定</p> <p>人権尊重の町宣言 平成6年9月26日制定</p>

	浜田市	金城町	旭町	弥栄村	三隅町
名誉市 町村民	<p><b>【制度】</b> 浜田市名誉市民条例</p> <p><b>【目的】</b> 本市の市民又は市民であった者で公共の福祉を増進し、又は産業、文化の進展に寄与しあるいは自治の発展に貢献し、その功績が卓絶で市民の尊敬の的と仰がれる者に浜田市名誉市民の称号を贈る。</p> <p><b>【選定の基準】</b> 本市の市民又は市民であった者で公共の福祉を増進し、又は産業、文化の進展に寄与しあるいは自治の発展に貢献し、その功績が卓絶で市民の尊敬の的と仰がれる者。</p> <p><b>【選定の方法】</b> 市長が浜田市名誉市民選考審議会の審議を経て市議会の同意を得て選定する。</p> <p><b>【待遇】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の行う式典への招待</li> <li>・死亡の際における相当の礼をもってする弔慰</li> <li>・その他市長が必要と認める待遇</li> </ul>	<p><b>【制度】</b> 金城町名誉町民条例</p> <p><b>【目的】</b> 本町の町民又は町民であった者で公共の福祉を増進し、又は産業文化の進展に寄与し、あるいは自治の発展に貢献し、その功績が卓絶で町民の尊敬の的と仰がれる者には、この条例の定めるところにより、金城町名誉町民の称号を贈ることができる。</p> <p><b>【選定の方法】</b> 町長が金城町名誉町民選考審議会の審議を経て町議会の同意を得て選定する。</p> <p><b>【待遇】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の行う式典への招待</li> <li>・死亡の際における相当の礼をもってする弔慰</li> <li>・その他町長が必要と認める待遇</li> </ul>	<p><b>【制度】</b> 旭町名誉町民条例</p> <p><b>【目的】</b> 本町の町民又は町民であつて者で公共の福祉を増進し、又は産業文化の進展に寄与し、あるいは、自治の発展に貢献し、その功績が卓絶で町民の尊敬の的と仰がれる者には、この条例の定めるところにより、旭町名誉町民を称号を贈ることができる。</p> <p><b>【選定】</b> 名誉町民は、町長が旭町名誉町民選考審議会の審議を経て町議会の同意を得て選定する。</p> <p><b>【審議会の設置】</b> 町長の諮問に応じ、名誉町民の選定に関し審議を行うため、旭町名誉町民選考審議会を置く</p> <p><b>【待遇】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の行う式典へ招待すること</li> <li>・死亡の際における相当の礼をもってする弔慰</li> <li>・その他町長が必要と認める待遇</li> </ul> <p><b>【追彰】</b> 審議会において名誉町民として答申することを適当度認めた者が、顕彰前に死亡したときは追彰することができる。</p>	該当なし	<p><b>【制度】</b> 三隅町名誉町民条例</p> <p><b>【目的】</b> 町民及び町民であつて者並びに町に縁故の深い者で、公共の福祉を増進、産業文化の進展に寄与、自治の発展に貢献、学術、技芸その他社会文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で町の誇りとする者に対して、三隅町名誉町民を称号を贈る。</p> <p><b>【選定】</b> 名誉町民は、町長が三隅町名誉町民選考審議会の審議を経て町議会の同意を得て選定する。</p> <p><b>【審議会の設置】</b> 町長の諮問に応じ、名誉町民の選定に関し審議を行うため、三隅町名誉町民選考審議会を置く</p> <p><b>【待遇】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の行う式典へ招待すること</li> <li>・死亡の際における相当の礼をもってする弔慰</li> <li>・その他町長が必要と認める待遇</li> </ul> <p><b>【追彰】</b> 故人に対しても追贈することができる。</p>